

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	SNS の利用に起因する児童の性被害の現状と対策—自画撮り被害を中心に—
他言語論題 Title in other language	Fighting the Sexual Abuse of Children on Social Networking Services: Victims of Indecent Selfies
著者 / 所属 Author(s)	高山 善裕 (TAKAYAMA Yoshihiro) / 行政法務課
書名 Title of Book	青少年をめぐる課題 総合調査報告書 (Challenges Facing Young People in Japan)
シリーズ Series	調査資料 2020-3 (Research Materials 2020-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2021-03-09
ページ Pages	51-69
ISBN	978-4-87582-874-7
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード keywords	自画撮り被害、児童ポルノ、青少年保護育成条例、姿態をとらせ製造罪
摘要 Abstract	児童の性被害のうち、自画撮りによる被害が深刻化している。これに対し、現行法では規制されていない自画撮り画像の要求行為を禁止する都道府県が増えている。諸外国でも同様の規定がある。

- * この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

SNS の利用に起因する児童の性被害の現状と対策

—自画撮り被害を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課 高山 善裕

目 次

はじめに

I 日本国内における児童の性被害

1 被害状況

2 政府の取組

II 日本国内における自画撮り被害

1 被害状況

2 現行法上の対応等

3 条例における対応

4 自画撮り被害に対する現行法等の対応の整理

III 諸外国における自画撮り被害

1 各国の法制度

2 被害状況

おわりに

キーワード：自画撮り被害、児童ポルノ、青少年保護育成条例、
姿態をとらせ製造罪

はじめに

令和2（2020）年の春、新型コロナウイルスの感染拡大による学校の休校に伴い、児童が多く時間を自宅で過ごした。自宅で、スマートフォン等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する時間が増えることにより、児童が性犯罪等に巻き込まれる危険性が高まる可能性が指摘され⁽¹⁾、実際に10代の女性からの妊娠相談が急増したとの報道もある⁽²⁾。

もっとも、SNSを通じて知り合い、その後、性被害等に遭う児童数は、新型コロナウイルスの感染拡大前から増加していた（平成22（2010）年は1,239人、令和元（2019）年は2,082人）⁽³⁾。一方で、スマートフォン等の所有・利用も年々増加しており、平成29（2017）年度では、高校生の約97%、小学生でも約半数がスマートフォン等を所有・利用している⁽⁴⁾。このような状況から、スマートフォン等でのSNSの利用を通じた児童の性犯罪被害への対策が重要になっている。

本稿では、日本国内の児童の性被害の現状、特にSNSの利用に起因する性被害として自画撮り被害⁽⁵⁾の現状及び対策について概観するとともに、諸外国の法制度等を紹介する。

I 日本国内における児童の性被害

1 被害状況

児童の性被害に関して、過去5年間の児童買春事犯等（児童買春等・淫行させる行為・みだらな性行為等⁽⁶⁾）・児童ポルノ事犯の罪種別被害児童数は、次頁の表1のとおりである。これによれば、全体の被害者数は増加傾向にあるが、内訳を見ると、児童ポルノ事犯の増加がその大きな要因になっており、また、被害全体の半数近くを占めている。

また、SNSの利用に起因する事犯の被害児童数は、平成27（2015）年が1,652人であったのに対し、令和元（2019）年には過去最多の2,082人に増加している。内訳を見ると、最多は青少年保護育成条例関係（844人）であり、児童ポルノ関係は次に多い（671人）。なお、平成22（2010）年の被害児童数は、青少年保護育成条例関係が772人、児童ポルノ関係が180人であることから⁽⁷⁾、児童ポルノ関係の被害児童数が著しく増加していると言える。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和3（2021）年1月6日である。

(1) 野村昌二「裸の「自撮り」を送る危険」『AERA』2020.7.6, p.70.

(2) 「新型コロナ：新型コロナ 望まぬ妊娠、10代相談急増 休校・バイト休業続き 交際や売春被害」『毎日新聞』（大阪本社版）2020.5.14.

(3) 警察庁生活安全局少年課「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況 訂正版」2020.3, p.20. <https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/R1.pdf>

(4) 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）『青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 令和元年度』2020.4, p.100. <<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf/2-1-1.pdf>>

(5) だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、SNS等で送信させられる被害（警察庁・文部科学省「夏休みを迎える君たちへーネットには危険もいっぱいー」2017.6.27. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/27/1386963_1_1.pdf>）

(6) これらの規定の要件・法定刑の違いをまとめたものとして、園田寿「児童に対する性犯罪を整理してみました」2019.6.20. Yahoo! JAPAN ニュースウェブサイト <<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20190620-00130846/>>がある。

(7) 「SNS 通じ犯罪被害の子ども 最多」『朝日新聞』2020.3.14; 警察庁生活安全局少年課 前掲注(3), p.20. なお、SNSに起因する事犯の被害児童のアクセス手段のうち、最も多いスマートフォンの利用も平成27年の1,427人から令和元年の1,845人に増加している（警察庁生活安全局少年課 同）。

表1 児童買春事犯等・児童ポルノ事犯の罪種別被害児童数（平成27（2015）～令和元（2019）年）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
児童買春等 ^(注1)	518	577	645	544	562
淫行させる行為 ^(注2)	291	279	218	167	136
みだらな性行為等 ^(注3)	936	958	960	1,004	1,056
児童ポルノ事犯 ^(注4)	905	1,313	1,216	1,276	1,559
合計	2,650	3,127	3,039	2,991	3,313

(注1) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。「児童買春・児童ポルノ法」）第4条の児童買春罪、同法第5条の児童買春周旋罪等。

(注2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号。

(注3) 青少年保護育成条例の一般規制関係の項目の一つ。なお、これ以外の規制関係項目として、有害図書等の収納等違反、深夜外出の制限違反等がある。

(注4) 児童買春・児童ポルノ禁止法第7条の児童ポルノ所持・提供等罪。

(出典) 「119少年の福祉を害する犯罪の検挙件数・人員及び被害者数」警察庁『令和元年の犯罪』2020.9, pp.502-505等（平成27年から令和元年までの各統計）。警察庁生活安全局少年課「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況 訂正版」2020.3, pp.18-19. <https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/R1.pdf> を基に筆者作成。

以上のことから、児童の性被害は、児童ポルノ事犯が最も多く、被害全体の増加の大きな要因になっている。また、SNSの利用に起因する事犯の被害児童数についても、児童ポルノ関係が大きく増加している。

2 政府の取組

このような被害状況に対する政府の取組について、特にSNSを利用した児童ポルノに関連するものを取り上げる。

(1) 基本計画等の策定

児童ポルノ対策について、平成22（2010）年以降、3次にわたって「児童ポルノ排除総合対策」（犯罪対策閣僚会議決定）が策定された⁽⁸⁾。その後、児童ポルノ事犯にとどまらず、児童の性的搾取等の全般について情勢が深刻さを増していること等から⁽⁹⁾、平成29（2017）年4月18日、「児童の性的搾取に係る対策の基本計画」（通称「子供の性被害防止プラン」。以下「基本計画」）が策定された⁽¹⁰⁾。

基本計画の下、悪質な児童ポルノ事犯の取締りの推進が図られるとともに⁽¹¹⁾、「青少年が安

(8) 平成22（2010）年、平成25（2013）年、平成28（2016）年の3回である（玉川達也「児童の性的搾取に係る対策の基本計画について」『警察学論集』70(9), 2017.9, pp.10-11.）

(9) 同上, p.11.

(10) 犯罪対策閣僚会議「児童の性的搾取に係る対策の基本計画－児童の未来を守る社会のために－」2017.4.18. 警察庁ウェブサイト <http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/20170418_honbun.pdf> なお、児童の性的搾取等とは、児童（18歳に満たない者）に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で児童買春等を行うこと等である（「児童の性的搾取に係る対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月29日閣議決定）警察庁ウェブサイト <http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/20160329_housin.pdf>）。

(11) 「児童の性的搾取に係る対策の強化について（通達）」（平成29年4月25日警察庁丙少発第10号、丙生企発第57号、丙保発第11号、丙情対発第11号）警察庁ウェブサイト <<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/shounen/shounen20170425.pdf>> は、児童の性的搾取に係る対策の強化に関する基本的な考え方として、警察による取組の主導、関係機関・団体との連携強化を挙げている。

全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。「青少年インターネット環境整備法」)に基づく被害防止対策の推進等が行われている⁽¹²⁾。

同法は、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため⁽¹³⁾、平成20(2008)年に制定されたものである。制定当時は、携帯電話回線を利用することのみによりインターネットに接続が可能な携帯電話端末(いわゆる「ガラケー」)を念頭に置いた青少年有害情報のフィルタリングサービスの提供義務等が規定された⁽¹⁴⁾。その後、「ガラケー」を念頭に置いた措置では対応困難な、スマートフォン等の普及や公衆無線LAN等のインターネット接続の利用の急速な拡大等を受け、平成29(2017)年、契約締結等の際、携帯電話事業者等がスマートフォン等のフィルタリングの有効化措置(フィルタリングソフトウェア⁽¹⁵⁾のインストール等)を講じる義務を課すこと等を盛り込んだ法改正が行われた⁽¹⁶⁾。

(2) 広報・啓発活動

基本計画では、「児童買春・児童ポルノの被害防止及びインターネットにおける児童ポルノの流通・閲覧防止のための国民に対する広報・啓発活動の推進」等が挙げられており⁽¹⁷⁾、政府全体で様々な取組が実施されている⁽¹⁸⁾。なお、政府広報オンラインでは、「SNS利用による性被害等から子供を守るには」というページを公表し、注意喚起等を行っている⁽¹⁹⁾。

警察庁は、「SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の推進について(通達)」を发出し、各警察本部少年担当課において、SNSを検索して児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みの発見を行うサイバーパトロール等の推進を図っている⁽²⁰⁾。ま

(12) 例えば、家庭や学校における活用に資するため、インターネットに係るトラブル事例やその予防法をまとめた「インターネットトラブル事例集(2020年版)」の作成及び公表等がある(児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)の令和元年度取組状況」2020.7.10, pp.8-9. 警察庁ウェブサイト<http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/R1siryoy.pdf>)

(13) 青少年インターネット環境整備法第1条。なお、青少年有害情報とは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。)に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう(同法第2条第3項)。

(14) 長谷川智史「スマートフォン等の普及に対応してフィルタリングの利用を促進」『時の法令』2045号, 2018.3.15, p.5.

(15) SNSの利用に起因する事犯の被害児童のフィルタリング利用状況(令和元(2019)年)は、「利用あり」が232人であったのに対して、「利用なし」が1,490人となっている(警察庁生活安全局少年課 前掲注(3), p.20.)。

(16) 長谷川 前掲注(14), pp.5, 13-14; 曾我部真裕「青少年インターネット環境整備法改正」『国民生活』70号, 2018.5, pp.11-13. 独立行政法人国民生活センターウェブサイト<http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201805_05.pdf> なお、改正法は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第75号)である。

(17) 犯罪対策閣僚会議 前掲注(10), p.6.

(18) 取組の具体例として、警察庁ウェブサイト「子供の性被害対策」<http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/>の全面改修や、都道府県警察による、非行防止教室や保護者説明会等の啓発活動(令和元年中、約3万回)等がある(児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議 前掲注(12), pp.1-3.)。

(19) 「SNS利用による性被害等から子供を守るには」2019.5.15. 政府広報オンラインウェブサイト<<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201508/1.html>>

(20) 「SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の推進について(通達)」(令和2年1月7日警察庁丁少発第3号)警察庁ウェブサイト<<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/shounen/syounen20200107.pdf>> なお、サイバーパトロールに関して、大学生のボランティアの力を借りて成果を高めようとしている事例もある(「性犯罪未然に防げ SNS パトロール」『朝日新聞』(新潟版)2020.9.4.)。

た、啓発活動として、警察によるLINEでの注意喚起⁽²¹⁾、防犯を呼び掛ける啓発クリアファイルの配布が行われている⁽²²⁾。

(3) 官民連携

児童買春、児童ポルノ等の児童の性被害を撲滅するため、社会の各方面において活動する各種団体と関係府省庁により構成される「子供の性被害撲滅対策推進協議会」が設置されており、年1回程度、協議会が開催されている⁽²³⁾。

II 日本国内における自画撮り被害

1 被害状況

表1によれば、児童の性被害の中でも児童ポルノ事犯の被害者数が増加していた。この児童ポルノ事犯の被害態様について、過去5年間の被害態様別児童数(表2)によれば、児童が自らの裸体を撮影した画像に伴う被害(自画撮り被害⁽²⁴⁾)が最も多い⁽²⁵⁾。

また、自画撮り被害のうち、コミュニティサイト⁽²⁶⁾の利用に起因する被害者は392人、コミュニティサイト起因のうちスマートフォンの利用に起因する被害者は352人(ともに平成28(2016)年。同年の自画撮り被害の被害児童数は480人)となっており、自画撮り被害の多くが、スマートフォンを使用したコミュニティサイトの利用に起因している⁽²⁷⁾。

表2 児童ポルノ事犯の被害態様別(製造手段別)児童数(平成27(2015)～令和元(2019)年)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
児童自らを撮影した画像に伴う被害 (自画撮り被害)	376	480	515	541	584
盗撮	123	426	175	295	381
児童買春・淫行行為(条例違反)	212	186	194	175	221
強制的性交等・強制わいせつ等	90	103	142	80	126
その他	104	118	190	185	247
合計	905	1,313	1,216	1,276	1,559

(出典)「【児童ポルノ事犯】被害態様別(製造手段別)の割合」警察庁ウェブサイト<http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/kodomonoseihigair1.pdf>を基に筆者作成。

(21) 「休校中の子供たちをネット犯罪から守れ」『朝日新聞』(三重版)2020.4.22。

(22) 「休校の児童 犯罪から守ろう」『朝日新聞』(福井版)2020.4.23。

(23) 「協議会」警察庁ウェブサイト<http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/effort/council.html>

(24) 自画撮り被害の定義について、前掲注(5)参照。また、関連用語として「セクスティング(sexting)」がある。これは、携帯電話やスマートフォンのデジタルカメラ等で撮影した自分のヌード写真や動画を恋人や友人等に送信し合う行為である(園田寿「コラム セクスティングと児童ポルノ製造罪」園田寿・曾我部真裕編著『改正児童ポルノ禁止法を考える』日本評論社,2014,p.34.)。なお、「セクスティング」の射程は一義的ではなく、児童間の送受信のみを指す場合もある(瀧本京太郎「いわゆる「自画撮り」行為の刑事規制に関する序論的考察(1)」『北大法学論集』68(3),2017.9,p.681.)。

(25) ただし、被害態様の傾向は、年齢層によって異なっており、低年齢児童(小学生・未就学児)の被害態様別割合では、盗撮が最も多く(50.9%)、自画撮り被害は、強制的性交等・強制わいせつ等(27.1%)に続き、14.1%となっている(「【児童ポルノ事犯】被害児童の学職別・被害態様別の割合」警察庁ウェブサイト<http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/kodomonoseihigair1.pdf>)。

(26) Twitter、LINE、Facebook、Instagram等のSNSをはじめとしたウェブサイト内で多人数とコミュニケーションがとれるもの(出会い系サイトを除く。)の総称(前掲注(5))。

(27) 同上

なお、自画撮り被害を受けた児童の学識別人数・割合（令和元（2019）年）は、高校生が242人（41.4%）、中学生が290人（49.7%）、小学生が41人（7.0%）となっており、被害者全体の約半数が中学生であり、高校生も加えると約9割を占めている⁽²⁸⁾。

2 現行法上の対応等

このような自画撮り被害に対する現行法上の対応及び政府の取組について、主なものを取り上げる。

(1) 現行法上の対応

(i) 児童買春・児童ポルノ法

児童買春・児童ポルノ法第7条では、児童ポルノ⁽²⁹⁾やその電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）の所持（保管）、提供、製造等を禁止している⁽³⁰⁾。

このうち、自画撮り被害に関連する規定として同条第4項（姿態をとらせ製造罪）があり、「児童に第2条第3項各号⁽³¹⁾のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者」を罰するとしている。「姿態をとらせ」とは、行為者の言動等により、当該児童が当該姿態をとるに至ったものであり、強制によることは要しない。また、「製造」とは児童ポルノを作成することであり、児童買春・児童ポルノ法の立法関係者は、複製が除外されるとする一方⁽³²⁾、最高裁判所において、複製（二次製造）されたものも児童ポルノの製造に該当すると判示した事例がある⁽³³⁾。さらに、裁判実務上、児童に自画撮り（児童自身の裸体を撮影）させた後、その画像や動画を犯人のパソコンや携帯電話等に送信させた場合は、児童買春・児童ポルノ法

(28) 【「児童ポルノ事犯」児童が自らを撮影した画像に伴う被害に遭った児童の推移】警察庁ウェブサイト <http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/kodomonoseihigair1.pdf>

(29) 児童ポルノに該当する児童の姿態は、「児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態」、「他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」と定義されている（児童買春・児童ポルノ法第2条第3項各号）。

(30) 児童ポルノに関する第7条各項の規定は、法定刑によって、以下のように大きく3つに分けられる。

- ① 自己の性的好奇心を満たす目的での所持（保管）（第1項）は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ② 特定少数への提供（第2項）・特定少数への提供目的での製造、所持又は運搬等（第3項）・姿態をとらせ製造（第4項）・盗撮による児童ポルノの製造（第5項）は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ③ 不特定多数の者への提供又は公然陳列（第6項）・これを目的とした児童ポルノの製造、所持、運搬又は本邦への輸出入（第7項）、外国への輸出入（第8項）は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその両方

(31) 前掲注(29)参照

(32) 森山真弓・野田聖子編著『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法 再版』ぎょうせい、2005.6, pp.90-91.

(33) 被告人が児童買春をしてその児童との性交場面を自らのデジタルカメラで撮影し、画像データをメモリースティックに記憶させて（一次製造）から、当該メモリースティックの画像データをパソコンのハードディスクにコピーして記憶させた（二次製造＝複製）という事案について、最高裁判所は児童ポルノ製造罪（第7条第3項）に当たると判示した（最高裁判所平成18年2月20日決定。武田正・池田知史「児童ポルノ法（製造罪，罪数）」『判例タイムズ』1432号，2017.3, p.39.）。

の姿態をとらせ製造罪が成立するが、犯人に画像等が送信されなければ処罰対象とはならないとされている⁽³⁴⁾。

(ii) 刑法

脅迫や強要の手段を用いて、大人が児童に対して自画撮りさせた上で当該画像を送信するよう要求した場合、刑法（明治40年法律第45号）の脅迫罪（第222条）や強要罪（第223条）の適用も考えられる⁽³⁵⁾。

脅迫罪の「脅迫」とは、相手方を畏怖させることができる程度の害悪の告知のことであり、相手方がこの告知を認識することが必要である⁽³⁶⁾。また、強要罪の「強要」とは、脅迫・暴行を手段として人に義務のない行為をさせ、または行うべき権利を妨害することである⁽³⁷⁾。

(iii) 具体例

児童買春・児童ポルノ法（姿態をとらせ製造罪）に関する具体例として、大人が児童に対して自画撮りさせた上で当該画像を送信させるに当たり、「児童ポルノ製造の真意を秘して「モデルの仕事がある」等と甘言を弄した」事例⁽³⁸⁾、「自分を男子中学生と偽って被害児童とメール交換する関係を結んだ上、被害児童に働きかけた」事例⁽³⁹⁾等がある。また、強要罪に関する具体例として、「被害児童の顔と下着姿の画像データを入手し、これをインターネット上の掲示板に掲載すると言って脅迫した上、児童ポルノ画像を製造しようと考え、被害児童に対し、電子メールを送信して脅迫し、被害児童の陰部等を撮影させた」事例⁽⁴⁰⁾等がある⁽⁴¹⁾。

これらは大人が児童に働きかけを行った場合であるが、児童間でも自画撮り被害が発生しており、自画撮りをさせてその画像を入手した児童が、児童買春・児童ポルノ法の姿態をとらせ製造罪等で書類送検されたという事例がある⁽⁴²⁾。

(34) 瀧本 前掲注(24), p.703. 裁判実務でこのような処理が行われる理由として、姿態をとらせ製造罪に未遂罪の規定がないことが挙げられる(同, p.703.)。なお、未遂罪を置かなかった理由として、同法制定時の国会答弁において、「児童ポルノ頒布等の罪につきましては、これは製造、所持、運搬、輸出入といった流通のすべての過程をカバーしているので、あえてこの行為につきましては未遂罪というものを想定いたしませんでした。」との提案議員（大森礼子参議院議員（当時））の発言がある（第145回国会衆議院法務委員会議録第12号 平成11年5月14日 p.21.）。

(35) 「SNS等に起因した青少年の性的搾取への対応（法的観点・類型ごとの整理）」（大阪府青少年健全育成審議会特別部会平成30年度第5回資料1-1）2018.10.29. 大阪府ウェブサイト <<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14087/00295968/5-1-1%20ronten.xlsx>>

(36) 大谷實『刑法各論 第5版』成文堂, 2018, p.59. なお、相手方が現実に恐怖心を抱いたことは要しない。

(37) 同上, p.62. なお、「脅迫」は脅迫罪の脅迫と同じであり、「暴行」は被害者に対して直接に暴行が加えられる必要はなく、第三者等に対して加えられる暴行でも被害者がそれに感応し、恐怖心を抱くに足りるものであれば良い。

(38) 東京高等裁判所平成22年8月2日判決（瀧本 前掲注(24), p.697.）。

(39) 大阪高等裁判所平成24年5月31日判決。なお、当該事例では、被害児童について、「本件被害児童を正犯ないし共犯として処罰すべき様な事案であるとはいえない」と判示しており、児童が常に被害者とみなされる訳ではなく、場合によっては正犯ないし共犯とされることもあり得るという示唆を読み取ることが可能との指摘がある（同上, p.694.）。

(40) 東京地方裁判所平成25年8月8日判決。なお、当該事例は強要罪と児童買春・児童ポルノ法（製造罪）の観念的競合とされた一方、同様の事例（東京高等裁判所平成28年2月19日判決）では、両者の併合罪とされた（同上, p.694.）。

(41) 本文中の事例は脅迫や欺罔（ぎもう）によるものであるが、これらによらない事例として、児童（16歳）が大人（加害者）に好意をもち、裸の画像を送信した事件（神戸地方裁判所平成24年12月12日判決）がある（同上, pp.688-687.）。なお、当該事例において、児童は共同正犯とされた。

(42) 「自撮り「児童ポルノ」拡散」『朝日新聞』（名古屋本社版）2017.7.31; 「追跡「俺を好きならできでしょ」裸画像要求 高校生4人、書類送検 スマホ世代、抵抗感薄く」『毎日新聞』（中部本社版）2018.10.21.

(2) 政府の取組

特に自画撮り被害に関連するものとして、以下のような取組が行われている。

児童ポルノ排除総合対策（第3次対策）では、現状について「だましたり脅したりして児童に自身の裸体等をスマートフォン等で撮影させ、メール等で送らせる形態の犯行による被害児童数が急激に増加している」とし、課題として、フィルタリングの普及や情報リテラシーの向上等によるインターネット関連事犯の被害防止対策の推進等を挙げている⁽⁴³⁾。

基本計画では、保護者説明会、非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、学校、地域、家庭等を対象に自画撮り被害を防止するための広報・啓発活動を推進することや、自画撮り被害に遭った児童の心理特性に関する調査研究を行い、その結果を被害防止施策に活用することが盛り込まれている⁽⁴⁴⁾。なお、調査研究に関連して、科学警察研究所の研究者による自画撮り写真の送付に対するリスク認知に関する研究結果が公表されており、恋人関係では他の関係性よりもリスク認知が低いこと、リスク認知の低い者は、共行動⁽⁴⁵⁾、性行動、求婚行動をより多く経験しており、恋愛行動がより進展していること等が明らかにされている⁽⁴⁶⁾。

また、性犯罪・性暴力対策に関して、関係府省が連携して取組の強化を検討・推進するため、令和2（2020）年6月、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定された。令和2（2020）年度から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と位置付け、様々な施策の検討等を行うものであるが、学校等における教育や啓発の内容の充実として、「小学校高学年や中学校で、SNS等で知り合った人に会うことや、自分の裸の写真を撮る・撮らせる・送る・送らせることによって犯罪被害を含む危険や被害に遭った場合の対応等について教える」ことが盛り込まれている⁽⁴⁷⁾。

3 条例における対応

(1) 現状

児童買春・児童ポルノ法では、（自画撮りによる）児童ポルノを送信させた場合に罰することができるが、送信されなかった場合は罰することができない。

これに対して、近年、自画撮り被害を未然に防ぐため、条例に、（自画撮りによる）児童ポルノの提供を求める行為（以下「要求行為」）を禁止する規定を設ける（条例改正の）動きが進んでいる（表3）⁽⁴⁸⁾。法定刑は、当該規定を設けているほぼ全ての都道府県で30万円以下

(43) 犯罪対策閣僚会議「第三次児童ポルノ排除総合対策」2016.7, p.1. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/160712jidou/honbun.pdf>>

(44) 犯罪対策閣僚会議 前掲注(10), pp.6, 24.

(45) 例えば、一緒に買い物や映画に行くこと（藤原佑貴ほか「青年期女子の親しい男性への自画撮り写真の送付に対するリスク認知」『犯罪学雑誌』86(1), 2020.3, p.18.）

(46) 同上, p.19.

(47) 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）p.8. 内閣府男女共同参画局ウェブサイト <http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_02.pdf>

(48) 表3に記載のない県のうち、青森県、秋田県、岩手県、茨城県、長野県、愛知県、滋賀県、岡山県、徳島県は規定が確認できなかった。群馬県（「群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）に関する意見募集について」群馬県ウェブサイト <https://www.pref.gunma.jp/07/bv05_00004.html>）、栃木県（「性的自画撮り要求禁止」『下野新聞』2020.10.1.）、島根県・広島県（「手段問わず要求禁止」『中国新聞』2020.10.6.）、高知県（「わいせつ自撮り要求に罰則 県が青少年条例改正へ」『高知新聞』2020.12.8.）については、禁止規定の制定に向けた動きが進んでいる。

の罰金となっている⁽⁴⁹⁾。また、規定内容は、大きく以下の2通りに分けられる⁽⁵⁰⁾。

① 何人も要求行為を行ってはならないとし、方法の如何にかかわらずあらゆる要求行為を禁止する。罰則については、悪質性の高い場合として、青少年に拒まれたにもかかわらず要求行為を行った場合や、威迫したり、困惑させたりする等の方法により要求行為を行った場合に科される⁽⁵¹⁾。

② あらゆる要求行為を禁止するのではなく、禁止対象を威迫等の方法により要求行為を行った場合に限定している点が、①と異なる（何人も要求行為を行ってはならないとする点、悪質性の高い場合として、威迫したり、困惑させたりする等の方法により要求行為を行った場合に罰則が科される点は①と同じ。）⁽⁵²⁾。

①については、自画撮り被害が児童間で起こる場合もあり、要求行為について方法を問わず一律禁止という方が児童に分かりやすいこと⁽⁵³⁾や、多様化する要求方法に対してより多くの事例に対応できる一方、要求段階では児童に実際の被害が生じていないため、過剰な規制になる場合があることが指摘されている。逆に、②については、禁止行為自体が明確化される一方、実際に様々な方法で要求行為がある中で対応可能な事案が限定される可能性があることが指摘されている⁽⁵⁴⁾。

(49) 宮城県・千葉県・兵庫県・山口県・福岡県・大分県は「30万円以下の罰金又は料料」、新潟県は「20万円以下の罰金」となっている。また、北海道は、「常習の場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」という規定が設けられたが、その理由として、「厳しい罰則を設けることにより、被害防止につなげたい」との道担当者の発言がある（「議事録」（令和元年度第2回北海道青少年健全育成審議会）2019.8.29, p.2. 北海道ウェブサイト <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/council/reiwa2sinngikaigiziroku.pdf>>）。

(50) 同様の趣旨が述べられているものとして、「審議結果」（平成30年度第2回神奈川県児童福祉審議会社会環境部会会議）2019.1.28, pp.11-12. 神奈川県ウェブサイト <<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/44849/3002gijiroku.pdf>>がある。なお、鳥取県は、何人も正当な理由がなく要求行為を行うことを禁止し、違反した場合に罰則を科すことを規定しており、①②のどちらの類型にも当てはまらない。

(51) 具体例として、山梨県青少年保護育成のための環境浄化に関する条例では「何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第16条第5項第12号において同じ。）の提供を求めてはならない。」（第12条の3）と規定した上で、

「イ 青少年に当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求める行為」

「ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為」

の2つの行為について罰則を設けている（第16条第5項第12号）。

(52) 具体例として、山形県青少年健全育成条例では「何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。」として、

「(1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為」

「(2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為」（第13条の2）

の2つの行為を挙げている。また、罰則は当該規定に違反した者について設けられている（第27条第3項）。

(53) 前掲注(50), p.18.

(54) 同上, p.12.

表3 条例における要求行為に対する規制状況

条例名・要求行為に関する規定	類型 ①・② (注1)	要求行為に関する 改正条文の施行日
北海道青少年健全育成条例・第38条の2	② ^(注2)	令和2(2020)年1月1日
山形県青少年健全育成条例・第13条の2	②	令和元(2019)年7月1日
(宮城県)青少年健全育成条例・第31条の2	②	令和元(2019)年6月1日
福島県青少年健全育成条例・第26条の2	②	平成31(2019)年4月1日
新潟県青少年健全育成条例・第20条の3	②	令和2(2020)年1月1日
(山梨県)青少年保護育成のための環境浄化に関する条例・ 第12条の3	①	令和2(2020)年7月1日
埼玉県青少年健全育成条例・第19条の3	①	平成30(2018)年12月1日
東京都青少年の健全な育成に関する条例・第18条の7	②	平成30(2018)年2月1日
千葉県青少年健全育成条例・第19条の4	①	令和2(2020)年7月1日
神奈川県青少年保護育成条例・第31条の2	①	令和元(2019)年12月1日 ^(注3)
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例・第14条の5	①	令和2(2020)年7月1日
富山県青少年健全育成条例・第15条の3	①	令和元(2019)年10月1日
(石川県)いしかわ子ども総合条例・第51条の2	②	令和元(2019)年5月1日
福井県青少年愛護条例・第35条の3	②	平成31(2019)年4月1日
岐阜県青少年健全育成条例・第23条の2	①	令和3(2021)年4月1日 ^(注4)
三重県青少年健全育成条例・第23条の2	①	令和2(2020)年10月1日
和歌山県青少年健全育成条例・第26条の2	①	平成31(2019)年4月1日
奈良県青少年の健全な育成に関する条例・第34条の2	①	令和元(2019)年10月15日 ^(注5)
(京都府)青少年の健全な育成に関する条例・第21条の2	①	平成30(2018)年7月17日 ^(注6)
大阪府青少年健全育成条例・第42条の2	①	平成31(2019)年4月1日 ^(注7)
(兵庫県)青少年愛護条例・第21条の3	①	平成30(2018)年4月1日
香川県青少年保護育成条例・第16条の2	①	令和2(2020)年7月1日
愛媛県青少年保護条例・第9条の3	①	平成31(2019)年4月1日
鳥取県青少年健全育成条例・第18条の2	①・② 以外 ^(注8)	令和3(2021)年1月1日
山口県青少年健全育成条例・第12条の5 ^(注9)	①	令和元年(2019)年10月1日
福岡県青少年健全育成条例・第31条の2	②	平成31(2019)年2月1日
佐賀県青少年健全育成条例・第22条の2	①	令和2(2020)年4月1日
長崎県少年保護育成条例・第16条の2	②	令和元(2019)年6月1日
(大分県)青少年の健全な育成に関する条例・第37条の2	②	平成31(2019)年2月1日
宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例・第19条の2	①	令和2(2020)年7月1日
熊本県少年保護育成条例・第18条の4	②	平成31(2019)年4月1日
鹿児島県青少年保護育成条例・第22条の2	①	令和元(2019)年7月1日
沖縄県青少年保護育成条例・第17条の4	①	令和元(2019)年7月1日

(注1) 規定内容は大きく2通りに分けられる。

①は、何人も要求行為を行ってはならないとし、方法の如何にかかわらずあらゆる要求行為を禁止する。罰則については、悪質性の高い場合として、青少年に拒まれたにもかかわらず要求行為を行った場合や、威迫したり、困惑させたりする等の方法により要求行為を行った場合に科される。

②について、あらゆる要求行為を禁止するのではなく、禁止対象を威迫等により要求行為を行った場合に限定している点のみ①と異なる。

- (注2) 他の条例にない規定として、「青少年が13歳未満の者であるとき」が定められている。これが定められた理由として、北海道の担当者は、「小学生は判断能力が未成熟であり、強い保護が必要な対象であると考えられること」「その判断能力の未熟さに乗じて裸の画像を要求する行為（必ずしも威迫等の規制類型に該当しない行為）は強い非難に値すること」を挙げている（「議事録」(令和元年度第1回北海道青少年健全育成審議会)2019.8.9, p.4. 北海道ウェブサイト <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/council/dai1kaisinngikaiziroku.pdf>>）。
- (注3) 罰則は、令和2（2020）年2月1日施行。
- (注4) 「岐阜県青少年健全育成条例について」2020.12.22. 岐阜県ウェブサイト <<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/112579.html>>
- (注5) 罰則は、令和2（2020）年4月1日施行。
- (注6) 罰則は、平成30（2018）年8月16日施行。
- (注7) 罰則は、令和元（2019）年6月1日施行。
- (注8) 何人も正当な理由がなく要求行為を行うことを禁止し、違反した場合には罰則が科せられる。なお、正当な理由とは、犯罪捜査、弁護活動、相談・救済機関の相談業務、医療行為等の正当な業務のために児童ポルノに該当するものの提供を求める場合等が想定されている（鳥取県「鳥取県青少年健全育成条例の一部改正（児童ポルノの要求行為の規制の新設）について御意見をお寄せください！」<[http://db.pref.tottori.jp/pressrelease.nsf/5725f7416e09e6da492573cb001f7512/0725d373e3b4331849258598007ba9b4/\\$FILE/chirashi.pdf](http://db.pref.tottori.jp/pressrelease.nsf/5725f7416e09e6da492573cb001f7512/0725d373e3b4331849258598007ba9b4/$FILE/chirashi.pdf)>）。
- (注9) 相手方が青少年であることを知らない場合であっても、処罰を免れることができないと規定されている（第20条の2。類似の規定を設けている例として、兵庫県等がある。）。逆に、このような規定を設けていないところの一つに神奈川県があるが、その理由として、インターネットのやりとりのみで年齢の知情性（事情を知っていること）を求めることが困難であることを挙げている（「自画撮り被害防止対策にかかる神奈川県青少年保護育成条例の改正について」(平成30年度第2回神奈川県児童福祉審議会社会環境部会 資料3) 2019.1.28, p.4. 神奈川県ウェブサイト <<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/44849/33002.pdf>>）。
- (出典) 各都道府県の条例を基に筆者作成。

(2) 条例改正時の論点

このように多くの都道府県において、自画撮り被害を防止するため、条例を改正して要求行為を禁止する動きが進んでいる。この条例改正に当たって現れた主な論点として、以下の点が挙げられる。

(i) 要求行為を禁止することや罰則を設けることの適否

要求行為を禁止すること、また当該行為に罰則を設けることについて、以下のような意見が出された。

積極的な意見として、

- ・自画撮り被害について低年齢化が進んでおり、自画撮り画像を送ってはならないことが啓発だけでは伝わりにくい⁽⁵⁵⁾。
- ・要求行為は、通常、SNSの一对一のやりとりで行われ、被害児童が警察に相談する等して初めて表に出てくるものであるため、罰則を設けても実効性の点で問題があるかもしれないが⁽⁵⁶⁾、実際に事例が発生した時に罰則規定があることには十分な意味がある⁽⁵⁷⁾。

消極的な意見として、

- ・要求行為が犯罪となると、被害者が警察の事情聴取を受けることを躊躇する等の逆効果が生じる可能性があるのではないか⁽⁵⁸⁾。
- ・要求行為の摘発は、児童からの申出以外には難しく、児童が申し出た場合、その時点で児

(55) 同上, p.16.

(56) 「平成30年度第5回大阪府青少年健全育成審議会特別部会 議事概要」2018.10.29, p.2. 大阪府ウェブサイト <<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14087/00295968/5%20giziroku.docx>> なお、東京都における議論の中で、これまでの相談事例を見ると、子供が画像送信前に相談に来ているケースもあるとの都職員の発言がある（「議事録」(第31期東京都青少年問題協議会第5回児童健全育成部会) 2017.5.16, p.25. 東京都ウェブサイト <<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/jakunenshien/singi/seisyokyo/31ki-menu/senmon5/gijiroku.pdf>>）。

(57) 「平成30年度第5回大阪府青少年健全育成審議会特別部会 議事概要」同上, p.3.

(58) 「青少年健全育成審議会（全体会）の議事要旨」2018.2.22. 京都府ウェブサイト <<http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/seisyo-01/20180222.html>>

童ポルノが送信される可能性は消滅しており、この段階を処罰対象にしても自画撮り被害を減少させることにはならないのではないか⁽⁵⁹⁾。

また、最初に要求行為を規制する条例を施行した東京都は、要求行為を一律禁止とせず、「威迫」等の悪質性の高い行為に限定するとともに、それらに対して罰則を科すこととしたが、このように類型を列挙した理由について、自画撮り被害につながる働きかけの手口が日々複雑巧妙化しており、普及啓発等の対応では被害の防止に限界があるため、要求行為を禁止することが必要である一方、通信の秘密等、正当な活動の不必要な制限に配慮したためとしている⁽⁶⁰⁾。その後、東京都を参考に各道府県でも制定が進められ、要求行為を一律禁止としたところもあるが、罰則については、鳥取県を除き、青少年を「威迫」する、「欺く」、「困惑させる」ことが列挙されている。

なお、威迫等の構成要件については、何がそれに該当するかの判断基準が難しく、法律レベルで議論して欲しいとの意見も出されている⁽⁶¹⁾。

(ii) 法律（児童買春・児童ポルノ法）との関係

児童買春・児童ポルノ法には、要求行為を処罰する規定がない。このように法律で規制されていないことを条例で規制できるか否かという点について、東京都における検討では、「児童ポルノ禁止法全体から見て、自画撮り被害につながる勧誘行為についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解する根拠はないこと」、「条例の規制は、青少年の自画撮り被害につながる勧誘行為を、性に関する健全な判断能力が形成途上である青少年に対するその福祉を阻害するおそれの高い行為であるとして処罰するものであり、同法とは目的が異なり、その適用によって、同法の意図する目的と効果を何ら阻害することもないこと」から許されるとしている⁽⁶²⁾。

また、自画撮り被害について勧誘者と被勧誘者が異なる都道府県に所在することが多いこと等から、国に対する法整備の要望に関する意見が出されたこともある⁽⁶³⁾。なお、法整備については、全国知事会からも「近年増加傾向にある「自画撮り被害」を防ぐため、悪質な要求行為に対する法規制など必要な措置を早急に講じること」という要望が出されている⁽⁶⁴⁾。

(59) 同上。なお、大阪府の会議中の発言にもあるが（「平成30年度第1回大阪府青少年健全育成審議会特別部会議事概要」2018.6.26, p.3. 大阪府ウェブサイト <<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14087/00295968/01bukai%20gizigaiyou.docx>>）、全国で初めて要求行為を規制する条例を制定した東京都における初の摘発事例において、被害者の少女は画像を複数回送信している（「自画撮り要求 初摘発 17歳被害 容疑者書類送検」『毎日新聞』2018.5.28, 夕刊.）。

(60) 「議事録」前掲注(56), pp.24-25.

(61) 「平成30年度第1回大阪府青少年健全育成審議会特別部会議事概要」前掲注(59).

(62) 東京都青少年問題協議会「児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について—第31期東京都青少年問題協議会緊急答申—」2017.5, pp.15-16. 東京都ウェブサイト <<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/jakunenshien/singi/seisyokyo/31ki-menu/31toushin.pdf>>;「平成29年度青少年愛護審議会議事概要」2017.11.20. 兵庫県ウェブサイト <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk16/documents/gijigaiyou_1.pdf>

(63) 東京都青少年問題協議会 同上, p.16;「令和元年度奈良県青少年問題協議会議事録」2019.6.12, p.14. 奈良県ウェブサイト <<http://www.pref.nara.jp/secure/98577/R1gijiroku%20.pdf>>

(64) 全国知事会「平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望部分）」2018.7.27, p.59. <<http://www.nga.gr.jp/ikkwebBrowse/material/files/group/2/27kakutei.pdf>> この他、近畿ブロック知事会からも同趣旨の提言が国に対して行われている（近畿ブロック知事会「児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策の充実に関する提言」2018.8. 大阪府ウェブサイト <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/28810/00294991/H30haru_05.pdf>）。

(iii) 要求行為を行った児童に対する処罰の可否

児童間でも自画撮り被害は発生しており、画像の提供を受けた児童が、児童買春・児童ポルノ法違反で書類送検された事例もある⁽⁶⁵⁾。そこで、条例で要求行為を禁止した場合、要求行為をした児童を罰するべきか否かが問題となる。これについて、東京都は、「条例で、青少年の行為に対して直接制限の形式を取らず、青少年を取り巻く社会の責任において、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するという間接的な方法により、目的の達成を図ることとしているものであり、このような健全育成条例の趣旨を踏まえれば、この禁止規定については、青少年が勧誘した場合、条例違反になるものの罰則の適用はないこととするのが適当である」としている⁽⁶⁶⁾。なお、東京都の青少年の健全な育成に関する条例は、青少年の免責規定（第30条）を定めており、これは他の多くの道府県も同様である。

4 自画撮り被害に対する現行法等の対応の整理

上記の現行法及び条例における対応をまとめると、表4のとおりとなる。

表4 自画撮り被害に対する現行法等の対応（まとめ）

自画撮り画像の送信前（要求行為）	自画撮り画像の送信後
<p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童買春・児童ポルノ法に規定なし（未遂罪の規定がないため、第7条第4項（姿態をとらせ製造罪）が適用されない）。 ・脅迫等の手段を用いて要求した場合、脅迫罪（刑法第222条）・強要罪（同法第223条）の適用が考えられる。 <p>【条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都等、30以上の都道府県が要求行為の禁止規定を設けている。規定類型は、以下の2通りに分けられる。 ① 要求行為を一律禁止。罰則は威迫等を伴った要求行為に限定。 （兵庫県・京都府・埼玉県等） ② 威迫等を伴った要求行為を罰則付きで禁止。 （東京都・福岡県・福島県等） <p>※ 鳥取県は、正当な理由がない要求行為を罰則付きで禁止している。</p> <p>※ 多くの都道府県は、児童に対する罰則の適用除外規定を設けており、児童が要求行為をしても罰則の適用はない。</p>	<p>児童買春・児童ポルノ法第7条第4項（姿態をとらせ製造罪）等</p>

（出典）大阪府青少年健全育成審議会特別部会「青少年を取り巻く有害環境への対応について—コミュニティサイト等に起因した青少年の性的搾取等への対応—」（令和元年度第1回総会大阪府青少年健全育成審議会 資料1-1）2019.11.28, p.4. 大阪府ウェブサイト <<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14087/00326182/1-1-%20soukai.docx>> を基に筆者作成。

自画撮り画像の送信前（要求行為）の段階では、児童買春・児童ポルノ法（姿態をとらせ製造罪）が適用されず、脅迫等の手段を用いた場合に、刑法の脅迫罪や強要罪が適用される可能性がある。これに対して、30以上の都道府県において条例で要求行為を禁止する動きが進んでいる。要求行為を一律禁止とするか否かについて対応が分かれているものの、威迫等を

(65) 前掲注(42)

(66) 東京都青少年問題協議会 前掲注(62), p.14.

用いた場合に罰則が適用されることは共通している。また、要求行為をした児童への罰則の適用除外規定も設けられている。

画像送信後については、児童買春・児童ポルノ法（姿態をとらせ製造罪）等に問われる可能性がある。なお、児童間で発生した自画撮り被害に関して、児童が同罪で書類送検された事例もある。

Ⅲ 諸外国における自画撮り被害

1 各国の法制度

英国、フランス、ドイツ、米国における自画撮り被害に対する法制度について、要求行為（児童に対して性的誘引を行うこと等）を禁止する規定の概要を紹介する。

(1) 英国（イングランド及びウェールズ）

2003年性犯罪法⁽⁶⁷⁾第15A条は、児童との性的な通信について規定しており、18歳以上の者（A）が、

- (a) 性的満足を得るために、Bとの間で故意に通信を行い、
- (b) その連絡が性的である⁽⁶⁸⁾、又はBが（A又は別の人と）性的な通信を行うように促すものであり、
- (c) Bが16歳未満であった場合において、Bが16歳以上であったとAが合理的に信じていなかった

場合（第1項）、最長2年の自由刑（略式起訴の場合、最長12月の自由刑若しくは罰金又はその両方）が科せられる（第3項）。

また、これ以外の関連規定として、児童に対し性的行為⁽⁶⁹⁾を行うように強制又は勧誘する罪がある（第8条・第10条）⁽⁷⁰⁾。これらの規定と第15A条の違いについては、児童に送信される通信（例えば、電子メールやテキストメッセージの形式）に性的な内容が含まれているものの、当該児童に対して性的行為を行うように求めているない場合は、第8条・第10条が適用される可能性はない一方、18歳以上の者が性的満足を得るために、児童との間で性的な通

(67) Sexual Offences Act 2003 (c.42.)

(68) 通信が性的である場合とは、(a) 通信の一部が性的な行為と関係している、又は(b) 人の目的に関わりなく、全ての状況において、通常人であれば通信の一部が性的であると思科される場合、と規定されている。なお、(a) の性的な行為とは、人の目的に関わりなく、全ての状況において、通常人であれば、性的であると思科される行為を言う（第15A条第2項）。

(69) この場合の性的行為の意味は、第78条に規定されており、以下のとおりである（横山潔「イギリス「2003年性犯罪法」(法律第42号)(2)」『比較法雑誌』38(3), 2004.12, p.223 参照）。

通常人であったとすれば、挿入、接触又はその他の行為が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの行為は性的であったものとする。

(a) これらの行為の状況又はこれらの行為に関する人の目的が何であれ、その性質により、それが性的であったと思科されるとき

(b) これらの行為の性質により、それが性的である可能性がある場合において、その状況により、又はそれに関する人の目的により（又はその両者により）、それが性的であったと思科されるとき

(70) 第8条は13歳未満の児童に対して行われた場合、第10条は18歳以上の者（行為者）が、16歳未満の児童（児童について、行為者が16歳以上であったと合理的に信じていなかったとき）に対して行った場合について、それぞれ規定している（横山潔「イギリス「2003年性犯罪法」(法律第42号)(1)」『比較法雑誌』38(2), 2004.9, pp.343-345 参照）。

信を行いさえすれば、第15A条違反となる⁽⁷¹⁾。

第15A条は、2015年重大犯罪法⁽⁷²⁾により規定された。制定の背景として、英国児童虐待防止協会（National Society for the Prevention of Cruelty to Children）からの要望を受け、警察や検察が、若者を守り、児童に対するより深刻な犯罪を防ぐために当局が早期に介入することを可能とする新たな犯罪類型を設けることについて同意したことがある⁽⁷³⁾。

(2) フランス

フランス刑法典（Code pénal）第227-22-1条は、15歳未満の（又は15歳未満と称する）未成年者に対して、電子通信の手段（チャットやソーシャルネットワーク等のインターネットを用いた通信手段）を利用して性的誘引を行うことを禁止しており、法定刑は2年の拘禁刑及び30,000ユーロの罰金となっている⁽⁷⁴⁾。ここで規定されている「性的誘引」とは、特に詳細が規定されておらず曖昧なものであるが、性的虐待を予防する目的から、性的な性質を有する行為をすること（例えば、性的な写真会へ参加すること）の提案を制限していると考えられる⁽⁷⁵⁾。

当該規定は2007年に新設されたものであるが⁽⁷⁶⁾、既存の規定（未成年者に対する性的侵害を定めた刑法典第227-25条等）では、性的侵害に関する既遂行為を規制できるものの、性的虐待に結び付く可能性のある性的誘引行為を規制できず、若者を守ること等のためにそのような行為を処罰することが望まれたことが背景にあった⁽⁷⁷⁾。

(3) ドイツ

ドイツ刑法典（Strafgesetzbuch (StGB)）第184条b及びcでは、事実若しくは事実に近い事象を描写した児童ポルノ文書等⁽⁷⁸⁾の所持の取得を企図した者、又はそのような文書を所持した者を罰することが定められている。ここで規定されている「所持の取得を企図」とは、一般

(71) Ministry of Justice, *Sexual communication with a child - implementation of s.67 of the Serious Crime Act 2015*, Circular 2017/01, 2017.4.3, pp.3-4. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/604931/circular-commencement-s67-serious-crime-act-2015.pdf>

(72) Serious Crime Act 2015 (c.9.)

(73) Ministry of Justice, op.cit. (71), p.5.

(74) “Actes visés,” *Infraction sexuelle sur mineur: corruption, agression, atteinte sexuelle, viol*, 2020.11.27. Service-Public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2274>>; 内閣府「参考資料2 フランス刑法」『平成26年度 フランス・韓国における有害環境への法規制及び非行防止対策等に関する実態調査研究』内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou/h26/5_02.html> なお、性的誘引後、実際に会った場合の法定刑は、5年の拘禁刑及び75,000ユーロの罰金となっている。

(75) Anne-Gaëlle Robert, “Fasc. 20 PROPOSITIONS SEXUELLES À MINEUR DE QUINZE ANS PAR VOIE DE COMMUNICATION ÉLECTRONIQUE,” *JurisClasseur Pénal Code*, 2019.5.31 最終更新。

(76) 犯罪予防に関する2007年3月5日法律第2007-297号（LOI n° 2007-297 du 5 mars 2007 relative à la prévention de la délinquance）第35条

(77) 下院法務委員会報告書第3436号（2006年11月15日）M. Philippe Houillon, “Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles (Assemblée Nationale documents parlementaires, XII e législature, n° 3436),” p.182. <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rapports/r3436.pdf>>

(78) ドイツ刑法典では、14歳に満たない者を「児童」(Kind)、14歳以上18歳未満の者を「青少年」(Jugend)とし、児童を被写体とするポルノ文書を第184条bで「児童ポルノ文書」、青少年を被写体とするポルノ文書を第184条cで「青少年ポルノ文書」として規定している。児童ポルノ文書とは、(a) 14歳未満の者による、14歳未満の者に対する、又は14歳未満の者の面前で行われる性的行為、(b) 不自然に性器が強調されている児童の全裸又は部分的に裸の描写、(c) 児童の露出された性器又は臀部の、性的に挑発的な描写を言い（第184条b第1項第1号）、青少年ポルノ文書は、(a) 及び (b) の児童の年齢が14歳以上18歳未満であり、(c) の要件がなくなっている（第184条c第1項第1号）（瀧本京太郎「いわゆる「自撮り」行為の刑事規制に関する序論的考察（2・完）一児童ポルノの自撮りを題材として一」『北大法学論集』68(6), 2018.3, pp.1499-1496.）。

に現実の支配関係を惹起又は維持することであるとされ、例えば、児童に対して児童ポルノ画像の作成について説得する行為が該当する⁽⁷⁹⁾。

児童ポルノ文書等の被写体（児童）の年齢によって罰則が異なり、14歳未満の児童の場合（児童ポルノ文書の場合）は3年以下の自由刑又は罰金刑⁽⁸⁰⁾（第184条b第3項）、14歳以上18歳未満の児童の場合（青少年ポルノ文書の場合）は2年以下の自由刑又は罰金刑（第184条c第3項）である⁽⁸¹⁾。

(4) 米国

(i) 連邦法

アメリカ合衆国法典（第18編第2422条(b)）では、メール等を用いて、18歳未満の個人に対して、売春又は犯罪として告発されるような性的な行為に従事するように説得し、誘導し、誘惑した場合（又はそれらを行おうとした場合）、罰金⁽⁸²⁾及び少なくとも10年の拘禁刑又は終身刑に処せられると規定している⁽⁸³⁾。なお、ここで規定されている「犯罪として告発されるような性的な行為」は、児童ポルノ⁽⁸⁴⁾の製造を含むとされている（同編第2427条）。

(ii) 州法（バーモント州・ネバダ州）

バーモント州では、州法典（Vermont Statutes Annotated）第13編第2828条において、児童を誘惑すること（Luring a child）について規定しており、16歳未満の児童（16歳未満の児童であると信じていた場合を含む。）に対して、性的行為（sexual act）に従事するよう又はみだらでわいせつな行動（lewd and lascivious conduct）⁽⁸⁵⁾に従事するよう、故意に勧誘し、誘い、誘惑した場合（又はそうしようとした場合）、5年以下の自由刑若しくは10,000ドル以下の罰

(79) 富川雅満「EU法がドイツ刑法に与える影響について—指令適合的解釈に関するドイツ刑法学の現況—」『大学院研究年報』46号、2017.2、p.299。

(80) 罰金刑は刑法典第40条以下で規定されており、計算上、5ユーロから1080万ユーロの範囲になり得る（ユリア シュナイダー・黒澤陸 共著（黒澤陸監訳、高村紳・村瀬健太訳）「講演録 ドイツ量刑法概説—日独比較法対話とともに—」『法律論叢』91(6)、2019.2 pp.385-386.）。

(81) 瀧本 前掲注(78)、p.1496。

(82) 罰金の額については、第18編第3571条に規定されており、250,000ドル以下となっている（Charles Doyle, *Sex Trafficking: An Overview of Federal Criminal Law*, CRS Report R43597, 2015.6.25, pp.21-22. Congressional Research Service website <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R43597>>）。

(83) “18 U.S.C. § 2422. Coercion and enticement.” U.S. Government Publishing Office website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2011-title18/pdf/USCODE-2011-title18-part1-chap117-sec2422.pdf>>

(84) 児童ポルノの定義は、第18編第2256条第8項で規定されており、以下のとおりである（間柴泰治「日米英における児童ポルノの定義規定」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.681, 2010.6.8, p.4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050387_po_0681.pdf?contentNo=1> 参照）。

「児童ポルノ」とは、電子的、機械的又はその他の方法により製作され、又は製造されたかに関わらず、写真、フィルム、ビデオ、絵画又はコンピューターの若しくはコンピューター処理された画像若しくは絵画を含む、次の各目のいずれかに該当する性的に露骨な行為の視覚的描写をいう。

(A) 当該視覚的描写の製造が、性的に露骨な行為を行う未成年者の使用を伴うもの

(B) 当該視覚的描写が、デジタル画像、コンピューター画像又はコンピューター処理された画像であって、性的に露骨な行為を行っている未成年者のものであるか、それと見分けがつかない形態であるもの

(C) 当該視覚的描写が、身元を特定し得る未成年者が性的に露骨な行為を行っているように見えるように、創作され、翻案され又は修正されているもの

(85) 性的行為は人どうし（陰茎と陰門等）の接触行為を意味すると規定されている一方（第13編第3251条）、みだらでわいせつな行動については、禁止行為として、開放的で下劣なみだらなもの（同編第2601a条）とのみ規定されている。

金又はその両方が科せられる（同編第 2825 条）⁽⁸⁶⁾。

ネバダ州では、州法典（Nevada Revised Statutes）第 201.560 条において、児童（16 歳未満で行為者より少なくとも 5 歳以上若い者（行為者が児童と信じていた場合を含む。)) と性的行為⁽⁸⁷⁾を行うことを意図して、又は児童に性的行為をさせることを意図して、児童と連絡をとる又はとろうとする場合、児童を誘惑（Luring a child）する犯罪に当たる。なお、法定刑は、コンピューター等を用いた場合とそれ以外の場合で異なっており、前者は 1 年以上 10 年以下の自由刑、後者は 2 年以上 15 年以下の自由刑が科せられるほか、これに加えて、ともに 10,000 ドル以下の罰金が科せられる可能性がある（第 201.560 条第 4 項及び第 5 項）。

2 被害状況

(1) 性的画像の送受信の経験割合等

ヨーロッパの 19 か国における、インターネットを利用する 12 歳から 16 歳までの児童を対象とした調査⁽⁸⁸⁾では、性的なメッセージ（写真等を含む。）を送ったことのある割合は 6%、受け取ったことのある割合は 22% となっている。また、ブルガリア・キプロス・イングランド・イタリア・ノルウェーの 5 か国の 14 歳から 17 歳までの児童を対象とした調査では、パートナーとの関係が続いている間（又は関係が終わった後）、自分自身の性的な写真やメッセージを送ったことのある割合及び受け取ったことのある割合は、ともにイングランドが最も高く、それぞれ 38%、48% となっている⁽⁸⁹⁾。なお、英国に関して、2017 年 1 月から 2019 年 8 月までの間に、14 歳未満の児童 6,000 人以上が、自分自身や他の未成年のわいせつな画像を撮影、共有した疑いで警察の取調べを受けたとする記事がある⁽⁹⁰⁾。

米国における 12 歳から 17 歳までの児童（5,593 人）への調査（2016 年）によれば、約 13% の児童が明らかに性的な画像等を送った経験があり、約 18.5% の児童はそれらを受け取った経験がある⁽⁹¹⁾。また、児童ポルノの製造等に関するインターネットの苦情・ホットラインで

(86) 児童の処罰性に関して、第 13 編第 2802b 条（電気通信によりみだらな情報を他人へ拡散する未成年者に関する規定）では、児童自身のみだらな画像の送信等を禁止しており、違反した未成年者に対しては、一般的な刑事手続から分離される（瀧本 前掲注 (78), pp.1512-1509.）。

(87) 性的行為は、州法典第 201.520 条に規定されており、通常の性交（Ordinary sexual intercourse）のほか、自慰行為又は服を着ていない性器のわいせつな展示（Masturbation or the lewd exhibition of unclad genitalia）等が挙げられている。

(88) David Smahel et al., *EU Kids Online 2020*, 2020.2, pp.83-85. <<https://www.eukidsonline.ch/files/Eu-kids-online-2020-international-report.pdf>>

(89) Wood, Marsha et al., “Images across Europe: The sending and receiving of sexual images and associations with interpersonal violence in young people's relationships,” *Children and Youth Services Review*, vol.59, 2015.12, pp.153-154. Science Direct website <<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0190740915300931/pdf?md5=e41e39f6606f8934bbc5a2b35a684693&pid=1-s2.0-S0190740915300931-main.pdf>> なお、最も低かったのはキプロスであり、それぞれ、10%、14% となっている。

(90) “Thousands of children under 14 have been investigated by police for sexting,” 2019.12.30. The Guardian website <<https://www.theguardian.com/society/2019/dec/30/thousands-of-children-under-14-have-been-investigated-by-police-for-sexting>>

(91) Justin W. Patchin et Sameer Hinduja, “The Nature and Extent of Sexting Among a National Sample of Middle and High School Students in the U.S.,” *Archives of Sexual Behavior*, 48(8), 2019.7.15, pp.1-2. Research Gate website <https://www.researchgate.net/profile/Sameer_Hinduja/publication/334475365_The_Nature_and_Extent_of_Sexting_Among_a_National_Sample_of_Middle_and_High_School_Students_in_the_US/links/5d4b3b5da6fdcc370a814742/The-Nature-and-Extent-of-Sexting-Among-a-National-Sample-of-Middle-and-High-School-Students-in-the-US.pdf>

ある「サイバー・チップライン (Cyber Tipline)」⁽⁹²⁾には、年間 1000 万件以上の相談等が寄せられるが、このうち 5,800 件程度について分析した結果、オンライン上で誘惑すること (online enticement) について、加害者の 82% が男性である一方、被害者の 78% が女性であること等が明らかにされている⁽⁹³⁾。

(2) 規定違反件数等

英国では、2019 年 4 月までの 1 年間において、児童と性的な通信を行った罪に問われた者は少なくとも 4,373 人となっており、前年 (3,217 人) よりも 1,000 人近く増加している。また、被害児童の 5 人に 1 人が 11 歳以下となっている⁽⁹⁴⁾。

フランスでは、15 歳未満の未成年者に対する性的誘引の被疑者数は、2018 年において 144 人であり、うち 141 人 (98%) が男性である⁽⁹⁵⁾。なお、2018 年の被害者数は、210 人であり、このうち 161 人 (77%) が女性である⁽⁹⁶⁾。

ドイツでは、2018 年に刑法典第 184 条 b 及び c により有罪判決を受けた者は、それぞれ 2,078 人 (うち男性は 2,062 人)、177 人 (うち男性は 166 人) となっている⁽⁹⁷⁾。この中には、14 歳以上 18 歳未満の少年 (jugendlicher) も、それぞれ 35 人、31 人いる。

米国では、2012 年度にアメリカ合衆国法典第 18 編第 2422 条により有罪となった者は、213 人である⁽⁹⁸⁾。なお、第 2422 条 (b) について、その自由刑の最低期間 (10 年) に処せられた者は 2016 年度に 200 人であった⁽⁹⁹⁾。

おわりに

自画撮り被害は、スマートフォンの普及とともに増えており、まさに現代的問題であると言える。これに対して、条例で要求行為を禁止する動きがあるほか、諸外国では類似の規定 (児童に対する性的誘引の禁止に関する規定) が置かれている。一方、日本の法律ではそのような規定が設けられておらず、国に対して法整備の要望が出されている。要求行為の段階で規制を

(92) 非営利団体の全米失踪・被搾取児童センター (National Center for Missing & Exploited Children) が主体的に運営している (内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) 『インターネット上のレイティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書』 2013.3, p.50. 内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h24/net-rating/pdf/02_04.pdf>)。

(93) “The Online Enticement of Children—An In-Depth Analysis of CyberTipline Reports—,” pp.1-2. National Center for Missing & Exploited Children website <<https://www.missingkids.org/content/dam/missingkids/pdfs/nmcec-analysis/Online%20Enticement%20Pre-Travel.pdf>>

(94) “NSPCC: Recorded online sexual grooming up one third,” 2019.9.18. Child in the city website <<https://www.childinthecity.org/2019/09/18/nsppcc-recorded-online-sexual-grooming-up-one-third/>>

(95) Brigitte Gresy et al., *Rapport annuel sur l'état des lieux du sexisme en France en 2019*, Rapport N° 2020-02-25 Ster 42, 2020.3.2, pp.52-53. <<https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/273643.pdf>>

(96) *ibid.*, pp.49-50.

(97) “Rechtspflege (Strafverfolgung) 2018,” 2019.12.18, p.33. Statistisches Bundesamt website <https://www.destatis.de/DE/Themen/Staat/Justiz-Rechtspflege/Publikationen/Downloads-Strafverfolgung-Strafvollzug/strafverfolgung-2100300187004.pdf?__blob=publicationFile>

(98) U.S. Department of Justice, *The National Strategy for Child Exploitation Prevention and Interdiction*, 2016.4, p.110. U.S. Department of Justice website <<https://www.justice.gov/psc/file/842411/download>>.

(99) William H. Pryor Jr. et al., *Mandatory Minimum Penalties for Sex Offenses in the Federal Criminal Justice System*, 2019.1, p.19. U.S. Sentencing Commission website <https://www.uscc.gov/sites/default/files/pdf/research-and-publications/research-publications/2019/20190102_Sex-Offense-Mand-Min.pdf>.

行うことについては、児童保護の観点のほか、通信の秘密等の正当な活動の不必要な制限にならないか等の様々な意見があり、十分な検討が求められる。また、法規制以外にも、児童や保護者に対して、「たとえ友人であっても自身の裸の写真を送らない」といった啓発活動を行うことが重要となる。

(たかやま よしひろ)